

記載例

令和 7 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税 (兼国民健康保険税)

表

分離課税に係る所得
この申告書を提出し

は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

A	住所	多賀城市中央2丁目1番1号		整理番号	
	1H現在 住所	タガジョウ ハナコ		業種又は職業	
	フリガナ	タガジョウ ハナコ		電話番号	
	氏名	多賀城 花子		個人番号	123456789012
長様	生年月日	明・大・昭 平・令	40 3 3	世帯主 の氏名	
提出年月日	年	月	日	続柄	基本 コード
	住所コード	行政区コード		世帯コード	

所得から差し引かれる金額に関する事項

D	社会保険料の種類	支払った保険料
	国民健康保険税	174,100
	国民年金保険料	138,600
	合計	312,700
E	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	25,000	80,000
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	90,000	30,000
F	介護医療保険料の計	
	5,400	
G	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	8,500	13,200
H	寡婦控除	ひとり親控除
	タガジョウ サブロウ	タガジョウ タロウ
I	障害者控除	配偶者控除
	多賀城 三郎	多賀城 太郎
J	扶養控除	基礎控除
	多賀城 一郎	多賀城 次郎
K	雑損控除	医療費控除
	多賀城 三郎	多賀城 三郎

B	営業等	ア	600,000
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
C	配当	オ	
	給与	カ	4,000,000
	公的年金等	キ	
	業務	ク	
D	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
	時	シ	
E	営業等	①	180,000
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
F	配当	⑤	
	給与	⑥	2,760,000
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
G	その他	⑨	
	合計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	2,940,000
H	会保険料控除	⑬	312,700
	規模企業共済等	⑭	
	生命保険料控除	⑮	68,400
	地震保険料控除	⑯	13,350
I	寡婦、ひとり親控除	⑰	
	勤労学生、	⑱	530,000
	障害者控除	⑲	330,000
	配偶者(特別)控除	⑳	780,000
J	扶養控除	㉑	430,000
	基礎控除	㉒	2,464,450
	雑損控除	㉓	8,260
	医療費控除	㉔	2,472,710

地方税法附則第1条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年
4月1日において65歳未満の方は給与所得
以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

☒ 給与から差引き (特別徴収)
☐ 自分で納付 (普通徴収)

備考

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

◎市町村民税・道府県民税申告の書き方

① 共通記載事項

- ・現住所、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号を記入してください。
- ・「1月1日現在の住所」は、現住所と令和7年1月1日時点の住所が異なる場合のみ、記入してください。

② 収入金額等（令和6年1月1日から12月31日までの収入）

源泉徴収票や支払調書などに記載のある金額を記入してください。

所得			内容
事業	営業等	ア	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人などの事業から生じる所得
	農業	イ	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得
不動産		ウ	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得
利子		エ	公社債や預貯金の利子等による所得
配当		オ	株式・出資金などの配当による所得
給与		カ	給与（パート、アルバイト）、賞与、賃金による所得
雑	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、恩給、企業年などによる所得
	業務	ク	シルバー人材センターの分配金、原稿料、講演料などによる所得
	その他	ケ	個人年金などの上記以外のものによる所得
総合譲渡		コ・サ	土地、建物などの譲渡による所得
一時		シ	生命保険の満期返戻金などによる所得

③ 所得金額

②に記載の金額から、下記を参考に所得金額を計算し、記入してください。

⑥ 給与所得の計算方法

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \times 2.4 + 100,000$ 円 $A \times 2.8 - 80,000$ 円 $A \times 3.2 - 440,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円 ～	収入金額－1,950,000円

※給与・年金以外の所得がある場合は、収入と経費がわかるもの（収支内訳書等）を添付してください。

⑦ 公的年金等に係る雑所得の計算方法

昭和35年1月2日以降に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額
～ 600,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	収入金額－600,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の所得金額の合計が1,000万円を超える場合、公的年金等の控除額が異なります。詳しくは本市ホームページをご確認ください。

昭和35年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額
～ 1,100,000円	0円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円

④ 所得から差し引かれる金額に関する事項

- ⑬⑮⑯：控除証明書などを確認し、金額を記入してください。
※控除証明書の添付が必要です。
- ⑰⑱⑲：令和6年12月31日時点で、該当する場合にチェックをつけてください。
- ⑳：本人又は扶養している親族が、令和6年12月31日時点で障害がある場合に記入してください。
- ㉑㉒㉓：令和6年12月31日時点で、扶養している親族がいる場合に記入してください。16歳未満の場合は、16歳未満の扶養親族の欄に記入してください。
- ㉔：医療費控除に該当する場合、明細書で計算した金額を記入してください。
※明細書の提出が必要です。

⑤ 所得から差し引かれる金額

①の情報を基に下記の控除額を記入してください。

種 類		控 除 内 容	
⑬社会保険料控除		支払金額	
⑭小規模企業 共済等掛金控除		支払金額	
⑮生命保 険料控 除	支払金額		控除額
	新契 約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契 約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(合計後の限度額70,000円) *一般生命保険料又は個人年金保険料は、新契約と旧契約の両方を有する場合、新契約の限度額(28,000円)が適用されます。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、旧契約の限度額(35,000円)が適用されます。		
⑯地 震保 険料 控 除	支払金額		控除額
	地震 保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期 契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

種 類	控 除 内 容	控除金額
⑰寡婦控除	夫と死別又は離婚した方で合計所得金額500万円以下の方 (離婚の場合は扶養親族がいること)	26万円
⑱ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有し 合計所得金額500万円以下の方	30万円
⑲勤労学生控除	特定の学校に通っている学生や生徒で合計所得金額が75万 円以下でかつ当該金額のうち、自己の勤労によらない所得が 10万円以下である方	26万円
⑳障害者控除	普通障害者（特別障害者以外の人）	26万円
	特別障害者（身体障害者手帳1～2級・療育手帳A判定・精 神障害者保健福祉手帳1級の人など）	30万円
	特別障害者のうち、本人または配偶者、生計を一にするその 他の親族と同居している方	53万円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
②①配偶者 控除	一般(昭和30年1月2日以降に生まれた方)	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	老人(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円
②② 配 偶 者 特 別 控 除	所得金額		控除額	
	48万円超 100万円以下	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	100万円超 105万円以下	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
	105万円超 110万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円
	110万円超 115万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円
	115万円超 120万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円
	120万円超 125万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円
	125万円超 130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130万円超 133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

種 類	控 除 内 容	控除金額
②③扶養控除	一般の扶養親族(平成21年1月1日以前に生まれた方)	3 3 万円
	特定扶養親族(平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方)	4 5 万円
	老人扶養親族(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	3 8 万円
	同居老親等(老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している方)	4 5 万円
②④基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の方	4 3 万円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の方	2 9 万円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の方	1 5 万円

種 類	控 除 内 容
②⑥雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
②⑦医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

⑤ 給与・公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法

給与・年金以外の所得がある場合に記入してください。

特別徴収を希望した場合：給与・年金以外の所得に係る住民税についても
毎月の給料から差し引いて徴収します。

普通徴収を希望した場合：給与・年金以外の所得に係る住民税については、
市役所から送付する納税通知書によりご自身で
納付いただきます。

※申告書控えの郵送は行いません。ご希望の場合は、お手数ですが、申告書を
コピーしていただき、切手貼付・宛名記載した返信用封筒を同封してください。
また、生命保険等の添付書類は返却できませんが、写しであっても原本同様に
受け付けております。